

議案第 6 0 号

飛騨市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 6 月 1 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市国民健康保険直営診療所として飛騨市こどものこころクリニックを新たに設置するための改正

# 飛驒市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例の一部 を改正する条例

飛驒市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例（平成16年飛驒市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

国民健康保険飛驒市こどものころ クリニック	飛驒市古川町若宮二丁目1番60号
--------------------------	------------------

第4条第2項中「行うものとする」を「行うことができる」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 飛騨市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																										
<p>第1条 略 (診療所の名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="266 523 1095 871"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険飛騨市河合診療所</td> <td>飛騨市河合町角川565番地</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険飛騨市宮川診療所</td> <td>飛騨市宮川町野首23番地2</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険飛騨市杉原診療所</td> <td>飛騨市宮川町杉原533番地1</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険飛騨市袖川診療所</td> <td>飛騨市神岡町西1760番地1</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険飛騨市山之村診療所</td> <td>飛騨市神岡町森茂141番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略 第4条 略</p> <p>2 診療所は、介護保険法（平成9年法律第123号）によって要介護認定及び要支援認定を受けた被保険者及び疫病、負傷等により、寝たきり又はこれに準ずる状態にある要介護者に対し、次に掲げる居宅サービスを行うものとする。</p> <p>(1) 訪問看護 (2) 居宅療養管理指導</p> <p>以下 略</p>	名称	位置	国民健康保険飛騨市河合診療所	飛騨市河合町角川565番地	国民健康保険飛騨市宮川診療所	飛騨市宮川町野首23番地2	国民健康保険飛騨市杉原診療所	飛騨市宮川町杉原533番地1	国民健康保険飛騨市袖川診療所	飛騨市神岡町西1760番地1	国民健康保険飛騨市山之村診療所	飛騨市神岡町森茂141番地	<p>第1条 略 (診療所の名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 523 1991 970"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険飛騨市河合診療所</td> <td>飛騨市河合町角川565番地</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険飛騨市宮川診療所</td> <td>飛騨市宮川町野首23番地2</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険飛騨市杉原診療所</td> <td>飛騨市宮川町杉原533番地1</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険飛騨市袖川診療所</td> <td>飛騨市神岡町西1760番地1</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険飛騨市山之村診療所</td> <td>飛騨市神岡町森茂141番地</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険飛騨市こどものこころクリニック</td> <td>飛騨市古川町若宮二丁目1番60号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略 第4条 略</p> <p>2 診療所は、介護保険法（平成9年法律第123号）によって要介護認定及び要支援認定を受けた被保険者及び疫病、負傷等により、寝たきり又はこれに準ずる状態にある要介護者に対し、次に掲げる居宅サービスを行うことができる。</p> <p>(1) 訪問看護 (2) 居宅療養管理指導</p> <p>以下 略</p>	名称	位置	国民健康保険飛騨市河合診療所	飛騨市河合町角川565番地	国民健康保険飛騨市宮川診療所	飛騨市宮川町野首23番地2	国民健康保険飛騨市杉原診療所	飛騨市宮川町杉原533番地1	国民健康保険飛騨市袖川診療所	飛騨市神岡町西1760番地1	国民健康保険飛騨市山之村診療所	飛騨市神岡町森茂141番地	国民健康保険飛騨市こどものこころクリニック	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号
名称	位置																										
国民健康保険飛騨市河合診療所	飛騨市河合町角川565番地																										
国民健康保険飛騨市宮川診療所	飛騨市宮川町野首23番地2																										
国民健康保険飛騨市杉原診療所	飛騨市宮川町杉原533番地1																										
国民健康保険飛騨市袖川診療所	飛騨市神岡町西1760番地1																										
国民健康保険飛騨市山之村診療所	飛騨市神岡町森茂141番地																										
名称	位置																										
国民健康保険飛騨市河合診療所	飛騨市河合町角川565番地																										
国民健康保険飛騨市宮川診療所	飛騨市宮川町野首23番地2																										
国民健康保険飛騨市杉原診療所	飛騨市宮川町杉原533番地1																										
国民健康保険飛騨市袖川診療所	飛騨市神岡町西1760番地1																										
国民健康保険飛騨市山之村診療所	飛騨市神岡町森茂141番地																										
国民健康保険飛騨市こどものこころクリニック	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号																										

## 飛騨市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

飛騨市国民健康保険直営診療所として新たに児童精神科を診療科とする診療所を開設する計画をしていることから、その設置に係る改正を行うもの。

### 2 改正の内容

飛騨市古川町保健センターの現機能回復訓練室部分を改修し、児童精神科を診療科とする「飛騨市こどものこころクリニック」を10月に新規開設する予定のため、同所在地において、その設置を行うことを規定に追加する。

### 3 施行日

この条例の公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日